

縮尺 1:2500

朝日町地区地区整備計画図

地区計画区域 地区整備計画区域

建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限区域

物、物品販売業を営む店舗及び飲食店以外の B地区 建築物の用途に供するものでその用途に供す る部分の床面積の合計が500㎡を超えるものは、建築してはならない。 は、建築してはならない。

建築基準法別表第二 (い)項に掲げる建築

(公益上必要な建築物を除く。)

建築基準法別表第二 (い)項に掲げる建築

物以外の建築物の用途に供するものでその用 途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超え るものは、建築してはならない。 (公益上必要な建築物を除く。)

建築物の敷地面積の最低限度:120㎡

都市計画道路南大通り線沿いの一部(計画 図に表示)については、建築物の外壁又はこ れに代わる柱の面から道路境界線までの距離 は、1.5m以上とする。

建築物の高さの最高限度

建築物の各部分の高さは、当該部分から前 面道路の反対側の境界線又は隣地境界線まで の真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たも のに5mを加えたもの以下としなければならな

い。ただし、隣地境界線から真北方向への水 平距離が、4mだけ外側の線上の建築基準法施 行令で定める位置において確保される採光、

通風等と同程度以上の採光、通風等が当該位 置において確保されるものとして同施行令で 定める基準に適合する建築物については、本 規定は適用しない。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限区域

外壁等の色彩は地区の環境に調和したものとする。〔刺 激的な原色(赤・黄・黒・紫)及び蛍光色を避ける。〕

B地区

埼玉県屋外広告物条例第4条第1項第1号の禁 山地域とみなし、同条例第7条で適用を除外さ れている広告物以外は表示又は設置してはな

らない。

垣又は柵の構造の制限区域

道路境界線に設ける垣・柵の構造(門柱・門扉を除く) は、次の各号に掲げるものとする。

- 1. 生垣(樹木は後退させて植栽し、枝や葉が道路部分に |張り出さないようにする。)
- 2. 前面道路の路面の中心から高さ1.5m以下の透視可能 なフェンスで、基礎部分の高さは、前面道路の路面の中心 から高さ90cm以下のもの。